2024年12月2日をもって保険証の発行が終了となります。マイナ保険証のご利用をお願いいたします。

【マイナンバーカードの申請および利用登録方法】

マイナンバーカードの申請および登録方法は<u>こちら</u>をご確認ください。(外部サイトにリンクします)

【マイナンバーカード(マイナ保険証)について】

マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証をご提示いただく代わりに、マイナンバーカードを専用の読取機にかざすことで、保険証確認を行えます。

※マイナンバーカードをお持ちで無い方は現在お持ちの健康保険証でも、これまでどおり受付手続ができます。

令和 6 年 6 月より、1 階初診受付にて、マイナ保険証をお持ちの方の専用レーンを設けております。

また、マイナンバーカードをお持ちであれば、患者さんの同意により、限度額適用認定証としても活用できます。患者さんは、保険者に対して限度額認定証の事前申請の必要はなく、医療機関の窓口では限度額を超える支払いが免除されます。

各種医療証(公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・特定疾病療養受療証 等)は、マイナン バーカードで確認できません。すべてご持参ください。